

発注者別評価項目について（令和 5・6 年度申請用）

発注者別評価点の項目、評価点、提出書類は次のとおり

注 1 については令和 5 年 1 月 1 日現在有効であるものに限る

評価項目	評価点	提出書類
I S O 9001 認証取得	5 点	J A B（財団法人日本適合性認定協会）又は J A B と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が発行する登録証及び付属書（日本語版）の写し（注 1）
I S O 14001 認証取得	5 点	
エコアクション 21 認証登録（ISO14001 と重複加算なし）	5 点	エコアクション 21 の認証取得を証明する認証・登録証等の写し（注 1）
「丸亀市環境にやさしい事業所（エコ・リーダーまるがめ）」登録	5 点	丸亀市が発行した登録証の写し（注 1）
「丸亀市環境にやさしい事業所（エコ・ハートまるがめ）」登録	2 点	
丸亀市と災害時における応急措置等の実施に関する協定を締結	8 点	不要 ※ 加入団体名簿等があれば添付
緊急避難所「こども SOS」プレート設置協力（丸亀市のものに限る。）	5 点	設置協力していることが確認できる書類の写し又は事業所にプレートを設置していることが確認できる写真（注 1）
建設業労働災害防止協会への加入	3 点	建設業労働災害防止協会加入証明書の写し又は加入を証明できるもの（団体で加入されている場合は、加入を証明できるものと、その団体に加入していることがわかるものがあれば認めることとする）（注 1）
丸亀市企業人権・同和推進協議会会員（令和 5 年 1 月 1 日現在）	2 点	不要
香川県子育て行動計画策定企業認証マーク又は“子育て・介護”応援企業認証マーク取得	2 点	認証を受けていることが確認できるもの（注 1）

<p>障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る雇用義務のない建設業者で障害者を雇用している。</p>		2点	<p>指定様式「障害者雇用申告書」</p> <p>※ 雇用義務のある事業者は加対象外となるため提出不要</p>
<p>丸亀市主催の研修・講演会を受講 (令和3年1月1日から令和4年12月31日の間に開催したものを。)</p>	<p>男女共同参画推進に関するもの</p>	2点/回	<p>丸亀市の受付印のある講演会等受講証明書</p> <p>※ 事前に指定様式をダウンロードしてから研修会等に参加すること</p> <p>※ なお、受付印を受けた受講証明書(写し可)は入札参加資格審査申請時に提出すること</p> <p>最高3回までの組み合わせで合計6点を最高点とする</p> <p>なお、研修会等の組み合わせは問わない</p>
	<p>人権に関するもの</p>		
	<p>環境に関するもの</p>		
<p>法令違反(令和3年1月1日から令和4年12月31日の間の下記処分)</p>			
	<p>丸亀市建設工事指名停止等措置規程に基づき丸亀市長が行った指名停止処分</p>	<p>-10点/月 (1ヶ月未満は-5点)</p>	<p>不要</p>
	<p>建設業法に基づく香川県内における営業停止処分</p>	<p>-1点/日</p>	<p>許可行政庁からの処分通知の写し</p>
	<p>建設業法に基づき香川県知事が行った指示処分</p>	<p>-5点/回</p>	<p>香川県知事からの処分通知の写し</p>
<p>丸亀市消防団協力事業所表示制度実施要綱に基づく消防団協力事業所登録</p>		5点	<p>消防団協力事業所表示証を掲げているところを写した写真</p> <p>※ 記載された文字が読み取れるように撮影すること(デジタルカメラによる撮影も可)</p>

<p>主任(監理)技術者となりうる女性技術者の登用</p> <p>※個人事業主、役員は対象外</p>	<p>5点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資格を証する書類(合格証明書又は登録証明書等)の写し ・申請書において3か月以上の雇用関係があることを証する書類(健康保険被保険者証の写し) <p>※ 提出は1名分のみで構わない</p>
<p>丸亀市建設工事成績評定</p> <p>過去4年間(平成31年1月1日から令和4年12月31日までの間に通知した工事)</p>	<p>(工種ごとの平均点(小数点第1位四捨五入) - 65点) × 3点</p>	<p>不要</p>
<p>保護観察対象者等を雇用する協力者(協力雇用主)の登録</p> <p>※丸亀市内に本店を有する事業所が対象</p>	<p>1点</p>	<p>指定様式</p> <p>高松保護観察所が発行する「協力雇用主登録及び雇用に関する証明書」 (令和5年1月以降に発行された証明書)</p> <p>※ 別紙参照</p>
<p>保護観察対象者又は更生緊急保護対象者の雇用(通算3ヶ月(又は90日)以上)</p> <p>※丸亀市内に本店を有する事業所が対象</p>	<p>1点</p>	<p>指定様式</p> <p>高松保護観察所が発行する「協力雇用主登録及び雇用に関する証明書」 (令和5年1月以降に発行された証明書)</p> <p>※ 別紙参照</p>

発注者別評価項目についての説明

エコアクション 21	環境省環境活動評価プログラムのホームページ (http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-5.html) で確認すること。
エコ・リーダーまるがめ エコ・ハートまるがめ	丸亀市環境情報ホームページ (http://www.city.marugame.lg.jp/itwinfo/cl1000822/) で確認すること。
緊急避難所「こども SOS」 プレート設置協力	こども SOS プレート設置申込書で申請すること。 (http://www.city.marugame.lg.jp/itwinfo/i37429/)
建設業労働災害防止協 会への加入	建設業労働災害防止協会のホームページ (http://www.kensaibou.or.jp/) で確認すること。
丸亀市企業人権・同和推 進協議会会員	丸亀市役所人権課まで問い合わせのこと。 (Tel 0877-24-8811)
香川県子育て行動計画 策定企業認証マーク又 は“子育て・介護” 応援 企業認証マーク取得	香川県労働政策課労働福祉のホームページ (https://www.pref.kagawa.lg.jp/rosei/fukushi/rodofukushi/fukushi_top.html) で確認すること。
障害者の雇用の促進等 に関する法律第 43 条に 係る障害者雇用	香川県労働政策課障害者雇用のホームページ (https://www.pref.kagawa.lg.jp/rosei/koyo/taisaku/syougaisya/index.html)で確認すること。
丸亀市主催の研修・講演 会の受講	開催日等詳細については市ホームページで随時確認するか、もしくは下記担当 課に問い合わせのこと。 ・男女共同参画推進に関するもの：人権課男女共同参画室 ☎0877-24-8823 ・人権に関するもの：人権課 ☎0877-24-8811 ・環境に関するもの：生活環境課 ☎0877-24-8836
丸亀市消防団協力事業 所表示制度実施要綱	丸亀市ホームページ (http://www.city.marugame.lg.jp/JoureiV5HTMLContents/act/frame/frame110000927.htm) を参照するか、丸亀市消防本部総務課まで問い合わせのこと。 (Tel 0877-25-4003)
丸亀市建設工事成績評 定要領に基づく工事成 績	丸亀市建設工事成績評定要領は (https://www.city.marugame.lg.jp/itwinfo/i10560/)を参照のこと。
保護観察対象者等の雇用 に関する協力雇用主の登録な ど	別紙 参照又は高松保護観察所 (☎087-822-5445) に問い合わせのこと。